

座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）に関する意見公募（パブリックコメント）実施結果

「座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）」について、提出のあった意見の概要は次のとおりです。

募集期間：令和5年12月20日から令和6年1月19日

意見の提出者数：1人（個人）

意見の提出件数：8件

No.	区分	意見要旨	市の考え方
1	4-4 権利擁護・虐待防止の推進	「成年後見制度の利用促進」とあるが、市民後見人を養成しているにもかかわらず活用について触れられていないので、方向性を入れるべきである。	市民後見人に関する方向性については、座間市成年後見制度利用促進基本計画において示してまいります。
2	4-5 生活支援の体制づくり	生活支援体制整備事業について、地域の市民、事業者が主体的にサービスを生み出していくことは人間的にも費用的な面でも難しいと考える。市が実施している訪問Aを地域展開していくことを検討すること、車での移動サービスの利用拡大に向けて、利用助成とサービスの担い手確保を働きかけることが有効と考える。 介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当サービス、要介護の給付サービス内容の現状を維持し、これ以上の利用抑制とならないように、国に声を上げていく。	訪問型サービスAについては全圏域にて実施しています。車での移動サービスについては、移送サービス事業を実施しています。いただいた御意見は事業実施の際に参考とさせていただきます。
3	5-2 生活支援の充実 緊急通報システム	緊急通報システムを知らない方が多い。市の広報や自治会の回覧等に掲載、ケアマネージャーから利用者への周知の徹底を行う。	いただいた御意見は、事業実施の際に参考とさせていただきます。

No.	区分	意見要旨	市の考え方
4	5-3 緊急時の支援体制 災害時避難行動要支援者名簿	災害時避難行動要支援者名簿を知らない方がほとんどである。市の広報や自治会の回覧等に掲載、ケアマネージャーから利用者への周知の徹底を行う。	取組の方向性に記載のとおり周知に努めてまいります。
5	P61③地域支援事業費の見込み	介護予防・日常生活支援総合事業の方向性の計画の記載がなく、現状の従前通りのサービスや訪問 A 等の計画、また新規計画など具体的な計画がされていない。	介護予防・日常生活支援総合事業の方向性については、「1-1 介護予防・生活支援サービス事業」にてお示ししています。
6	2-2 多様なサービス基盤の整備	小規模多機能居宅介護について、事業所を増やすと共に、サービスの周知に努めてほしい。また、事業者が増えるよう、藤沢市のように、事業者への市の加算を行う。	小規模多機能型居宅介護については、「2-2 多様なサービス基盤の整備」に、公募整備を目指すこととお示ししています。また、ホームページ、広報ざま、チラシ配布による周知を継続してまいります。 事業者への市の加算については、実施をする予定はありません。御理解ください。
7	2-3 第1号被保険者保険料の設定 保険給付費の負担割合	介護人材確保の観点から介護報酬を上げざるを得ない状況だが、介護保険に係る保険給付費の負担割合は、50%の公費の負担割合について、市が 12.5%、県が 12.5%、国が 20.0%（+調整交付金）となっている。これ以上の利用者負担は厳しいことから、国負担割合を上げる必要がある。	介護保険の財政負担について、今後も国に要望してまいります。
8		東京都は介護職の賃金に独自上乘せをする方針を明らかにしたが、神奈川県でも実施するよう要望する。	介護保険事業に対する人材確保体制について、今後も県に要望してまいります。